

## 贈与税の猶予 締切迫る！

22-012号  
通巻:239

先日タワーマンションを利用した相続税の節税について、最高裁判所にて認められない判決が下されました。親の財産をお子様にお譲りになるにあたっては細心の注意が必要となります。

特に企業経営されているオーナー様におかれましては、経営者と同時に大株主でもあることから、ご自身の会社の株式をお子様にお譲りになる場合は贈与税の心配があります。

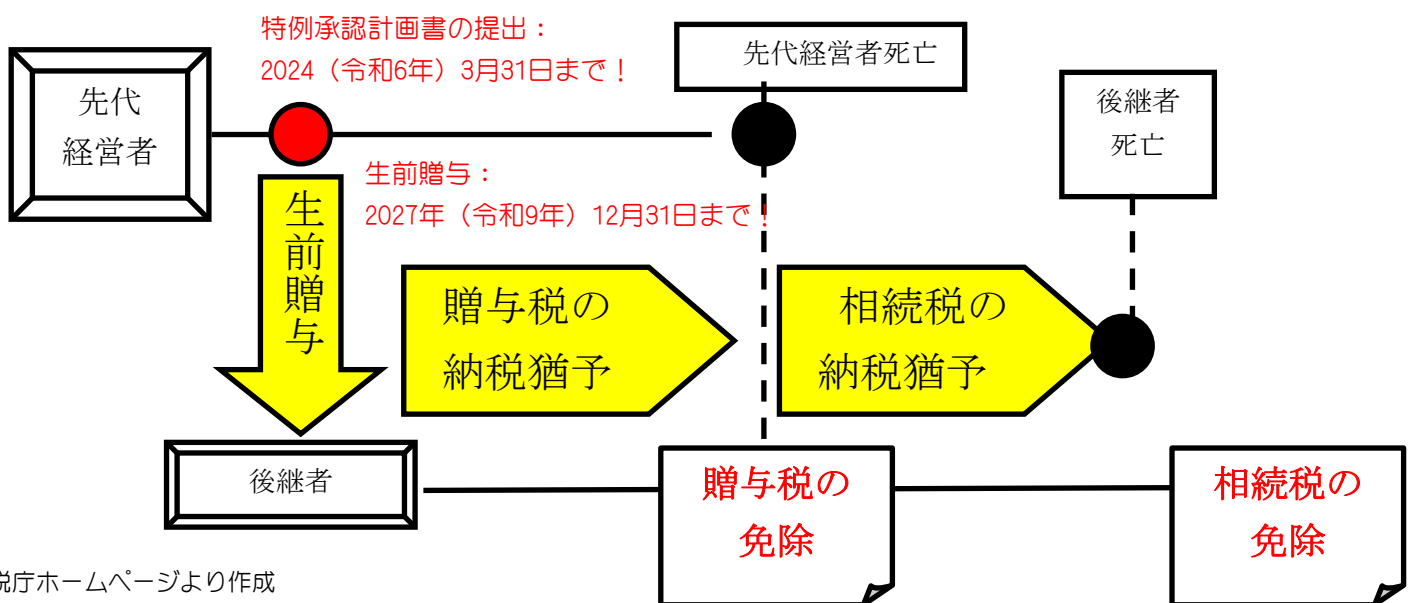
また、なにもしなければ、将来の万が一のときに相続税がお子様以降に降りかかり、長年苦労して育ててきたご自身の会社の事業承継どころではなくなってしまう心配があります。転ばぬ先の杖の通り、いずれも早めの対応が必要です。

そこで、今回は、これら本来支払うべき多額の贈与税や相続税を猶予する制度を紹介いたします。

この法律は令和9年までの時限措置となり、令和6年3月までにアクションが必要です。

## ①制度の内容

- ・この制度は事業承継税制と呼ばれており、株式をお子様にお譲りするときにかかる重い税負担を軽くし、中小企業の事業承継を促すための制度です。
- ・先代経営者から後継者が一定の要件のもとに事業を引き継ぐと、贈与税・相続税の猶予が受けられ、さらに将来的には全額免除される魅力的な制度です。



国税庁ホームページより作成

## ②節税効果

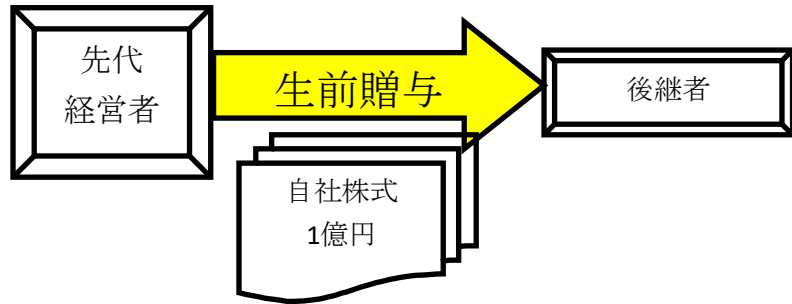
自社株式1億円を贈与された場合を例にしてみると、このように大幅な効果が期待できます。

(前提)

被相続人:先代経営者(父)

相続人:後継者:(長男)

相続財産:自社株式 1億円



$$(1\text{億円} - 110\text{万円}) \times 55\% - 640\text{万円} = 4,799\text{万}5,000\text{円}$$

暦年課税制度(特別税率)

事業承継税制を適用し贈与税免除の場合

0円

## ③一定の要件

この税制を利用するためには一定の要件を満たしていることが前提となります。

詳細は国税庁ホームページに記載しておりますので、概略のみ紹介いたします。

- ・後継者:3人まで候補OK。役員就任から3年以上必要。等
- ・先代経営者:一族で50%を超える議決権を保有。贈与の時点で代表者を退任すること。等
- ・**2024年(令和6年)3月31日までに**経営計画や将来の見通しを記載した「**特例承継計画**」を都道府県に提出し、2027年(令和9年)12月31日までに贈与を実施する必要があること。

## ④事業承継税制のおおまかな流れ

- ・申告前 : 特例承継計画書の提出と知事の確認→贈与の実行→円滑化法認定申請・知事の認定
- ・贈与申告 : 贈与税申告書提出、担保(自社株式)の提供
- ・申告後5年間 : 贈与税の継続届出書の提出(毎年、税務署長及び知事へ提出)
- ・5年経過後 : 贈与税の継続届出書の提出(3年ごとに税務署長へ)
- ・後継者死亡 : 相続の場合は贈与税全額免除  
3代目も使う場合は再び贈与税の納税猶予の申請

(デメリット)

手続き煩雑

届出書が長期間



大蔵財務協会「法人版事業承継税制の実務詳解」より作成

～コメント～

今回ご紹介した事業承継税制は、計画書を出しておけば、期限内に実行しなくても問題ない制度です。

途中で気が変わることはよくありますが、計画書を出していなければ遡って適用することはできません。

但し、煩雑な手続きが長期間に亘るため、費用と節税額との見極めが必要となります。税金の専門家集団である当事務所にご相談だけでもご検討頂ければ幸いです。

クラージュ総合会計事務所 岡本 武